諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和７年９月１０日（令和７年（行情）諮問第１０４７号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７６号）
事件名：行政文書ファイル「平成２１年度決定６」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書１２」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、平成３１年３月８日付け防官文第３８１４号及び令和４年２月１０日付け同第２１４６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１に関するもの）

（略）

（２）審査請求書２（原処分２に関するもの）

ア　一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ及びウ　（略）

エ　文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ　（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３１年３月８日付け防官文第３８１４号により、本件対象文書のうち、文書１について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和４年２月１０日付け防官文第２１４６号により、本件対象文書のうち、文書２ないし文書１２について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約６年５か月及び約３年４か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年９月１０日　　諮問の受理

② 同日　諮問庁から理由説明書を収受
③ 同年１０月６日　審議
④ 令和８年１１月４日　本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件諮問において、諮問庁は原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室（平成３１年４月、大臣官房文書課公文書監理室に組織改編。）において保有する行政文書ファイル「平成２１年度決定６」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の全ての開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成３１年１月８日受付）に本件ファイルにつづられていた本件対象文書を特定した。

イ　本件ファイルを確認したところ、本件対象文書がつづられていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（２）上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記（１）イの保管状況及び上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

（１）別表の番号１に掲げる部分について

ア　別表の番号１に掲げる不開示部分には、防衛省大臣官房文書課において作成された文書に係る起案者、決裁者の氏名及び官職等並びに担当者の氏名等及び関係省庁の担当者の氏名等が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ　当該部分を開示すると、本件については、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（２）別表の番号２に掲げる部分について

別表の番号２に掲げる不開示部分には、防衛省における起案者及び担当者の内線番号、メールアドレス及びＦＡＸ番号並びに関係省庁のメールアドレス及び電話番号が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（３）別表の番号３に掲げる部分について

別表の番号３に掲げる不開示部分には、異議申立人又は開示請求者の氏名、住所、電話番号等が記載されていることが認められる。

当該部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分であることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表の番号４に掲げる部分について

別表の番号４に掲げる不開示部分には、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続及びその内容に関する情報が記載されていると認められる。

ア　当該不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

情報公開・個人情報保護審査会の行う調査審議の手続は、情報公開・個人情報保護審査会設置法１４条の規定により公開しないこととされているところ、当該不開示部分を公にすると、同審査会における調査審議の過程を明らかにすることになり、同審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

イ　当該部分は、審査会の調査審議の手続過程に関する情報が含まれていることから、これを公にすることにより、審査会の調査審議の手続過程について正確な理解を持たない者が表面的な事実を捉えて、あるいはそれのみから、誤解や答申の公平さ、客観性についての疑義を抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられ、審査会の充実した調査審議を損なうおそれ及び審査会の答申に対する信頼を失わせるおそれが生ずることは、審査会における今後の調査審議や答申を行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（５）別表の番号５に掲げる部分について

別表の番号５に掲げる不開示部分には、自衛隊の組織・人員に関する情報、自衛隊の情報・指揮通信機能に関する具体的な情報、公表を前提とせずに行われた他国の防衛当局との意見交換の内容及びこれを踏まえた具体的な施策に関する情報並びに自衛隊の装備品の研究・開発及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるなど国の安全が害されるおそれがあり、また、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるため、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　付言

原処分１は、審査請求から諮問までに約６年５か月が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を

要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

６　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号、３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

行政文書ファイル「平成２１年度決定６」に綴られた文書の全て

２　本件対象文書

文書１　行政文書開示決定通知書（平成２１年５月２５日付け防官文第６５９２号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第２９４０号。平成２１年１０月１４日）」のみ。）

文書２　行政文書開示決定通知書（平成２０年３月１７日付け防官文第２９８４号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書３　行政文書不開示決定通知書（平成２０年８月１３日付け防官文第９７８３号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書４　行政文書開示決定通知書（平成２１年１月３０日付け防官文第１００５号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書５　行政文書開示決定通知書（平成２１年５月２５日付け防官文第６５９２号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第２９４０号。平成２１年１０月１４日）」を除く。）

文書６　行政文書開示決定通知書（平成２１年６月８日付け防官文第７１２４号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書７　行政文書開示決定通知書（平成２０年２月２９日付け防官文第２３４７号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書８　行政文書開示決定通知書（平成２１年４月２日付け防官文第４５１９号及び防官文第４５２０号　平成２１年４月１３日付け防官文第４９４８号　平成２１年２月４日付け防官文第１１７２号　平成２１年５月２０日付け防官文第６４１４号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書９　行政文書開示決定通知書（平成２１年４月１日付け防官文第４４２４号及び平成２１年４月１日付け防官文第４４２５号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１０　行政文書不開示決定通知書（平成２０年１１月２５日付け防官文第１３６００号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１１　行政文書開示決定通知書（平成２０年３月１４日付け防官文第２９１３号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１２　行政文書不開示決定通知書（平成２０年１２月４日付け防官文

第１４０８４号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

別表

番号	文書	不開示とした部分	不開示とした理由
１	文書２	１枚目の起案者の氏名及び印影	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		３９枚目の担当者名	
		５４枚目の一部（担当者の内線番号を除く。）	
	文書３	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		２０枚目の一部（担当者の内線番号を除く。）	
	文書４	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		１８枚目の担当者名	
		３１枚目及び３２枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書５	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		１１枚目の担当者名	
		１５枚目及び１６枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書６	１枚目の起案者の氏名及び印影	

		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部並びに欄外の印影	
	文書７	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
	文書８	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		９０枚目、９２枚目、９４枚目、９６枚目及び９８枚目のそれぞれ担当者名	
		１００枚目、１２７枚目、１５０枚目、１５９枚目、１７２枚目及び１８８枚目のそれぞれ一部（送信者の内線番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書９	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		２３枚目及び３２枚目のそれぞれ担当者名	
	文書１０	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		２９枚目及び３１枚のそれぞれ担当者名	
		１８枚目、２４枚目及び３０枚目のそれぞれ一部（１８枚目及び３０枚目の担当者の内線番号を除く。）	
	文書１１	１枚目の起案者の氏名及び	

		印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部並びに欄外の印影	
		１４２枚目、１４４枚目及び１７２枚目のそれぞれ一部（１４２枚目及び１４４枚目の担当者の内線番号並びに１７２枚目の送信者の内線番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを除く。）	
	文書１２	１枚目の起案者の氏名及び印影	
		１枚目の「合議」欄及び「主管」欄の全部	
		１１枚目、１３枚目、３０枚目、３１枚目及び３５枚目から３７枚目までのそれぞれ担当者名	
		１２枚目、２０枚目及び３９枚目のそれぞれ一部（１２枚目の送信者の内線番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレス並びに２０枚目の送信者の内線番号を除く。）	
		３９枚目の一部（送信者の電話番号及びメールアドレスを除く。）	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
２	文書２	１枚目の起案者の内線番号	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽
		３９枚目及び５４枚目のそれぞれ担当者の内線番号	

	文書３	１枚目の起案者の内線番号	計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、防衛省・自衛隊の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
		２０枚目の担当者の内線番号	
	文書４	１枚目の起案者の内線番号	
		１８枚目の担当者の内線番号	
		３１枚目及び３２枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書５	１枚目の起案者の内線番号	
		１１枚目の担当者の内線番号	
		１５枚目及び１６枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書６	１枚目の起案者の内線番号	
	文書７	１枚目の起案者の内線番号	
	文書８	１枚目の起案者の内線番号	
		９０枚目、９２枚目、９４枚目、９６枚目及び９８枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
		１００枚目、１２７枚目、１５０枚目、１５９枚目、１７２枚目及び１８８枚目のそれぞれ送信者の内線番号及びメールアドレス	
	文書９	１枚目の起案者の内線番号	
		２３枚目及び３２枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
	文書１０	１枚目の起案者の内線番号	
		１８枚目、２９枚目、３０枚目及び３１枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
	文書１１	１枚目の起案者の内線番号	
		１４２枚目及び１４４枚目	

		のそれぞれ担当者の内線番号	
		１７２枚目の送信者の内線番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレス	
	文書１２	１枚目の起案者の内線番号	
		５枚目、１７枚目、２４枚目及び４３枚目のそれぞれ電話番号	
		１１枚目及び１３枚目のそれぞれ担当者の内線番号	
		１２枚目の送信者の内線番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレス	
		２０枚目の送信者の内線番号	
		３０枚目、３５枚目及び３７枚目のそれぞれＦＡＸ番号	
		３１枚目、３４枚目及び３６枚目のそれぞれ宛先の内線及びＦＡＸ番号	
		３９枚目の一部（送信者の電話番号及びメールアドレス）	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
３	文書２	３枚目、４枚目、１８枚目、３３枚目、３４枚目、３６枚目、７１枚目及び７２枚目のそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお
	文書３	３枚目、４枚目、１２枚目、１４枚目、１５枚目、１７枚目、１８枚目及び２	

		３枚目のそれぞれ一部	それがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書４	３枚目、４枚目、１４枚目から１７枚目まで、３５枚目及び３６枚目のそれぞれ一部	
	文書５	３枚目、４枚目、６枚目から８枚目まで、１０枚目、１７枚目及び１８枚目のそれぞれ一部	
	文書６	３枚目、１６枚目、１９枚目、２０枚目、２３枚目、４０枚目及び４１枚目のそれぞれ一部	
	文書７	３枚目、１２枚目、１６枚目、１９枚目、２１枚目、３８枚目及び３９枚目のそれぞれ一部	
	文書８	３枚目、１１枚目、１８枚目、２６枚目、４７枚目、５４枚目から６０枚目まで、６２枚目から６４枚目まで、６６枚目から６８枚目まで、７０枚目、７１枚目、７３枚目、８５枚目から８７枚目まで、８９枚目、１９５枚目、１９６枚目、２０４枚目、２０５枚目、２１２枚目、２１３枚目、２２１枚目、２２２枚目、２４３枚目、２４４枚目及び２５１枚目から２５５枚目までのそれぞれ一部	
	文書９	３枚目、１０枚目、１７枚目から２０枚目まで、２２枚目、２８枚目、２９枚目、３１枚目、４１枚目、４８枚目及び５５枚目から	

		５８枚目までのそれぞれ一部	
	文書１０	３枚目、４枚目、１０枚目、１２枚目、１４枚目、１７枚目及び３３枚目のそれぞれ一部	
	文書１１	３枚目、２６枚目、２８枚目、３１枚目、４８枚目、１７４枚目及び１７５枚目のそれぞれ一部	
	文書１２	４枚目、７枚目から１０枚目まで、３０枚目、３２枚目、４１枚目、４２枚目及び４５枚目のそれぞれ一部（３０枚目の担当者名及びＦＡＸ番号を除く。）	
		３５枚目及び３７枚目のそれぞれ宛先の氏名	
		３１枚目、３４枚目及び３６枚目のそれぞれ発信者の全部	
４	文書１１	１４６枚目の全て	国の機関が行う事務に関する情報であり、これを公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
５	文書１１	１４７枚目の一部	自衛隊の組織、人員に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の現状を推察され、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５

			条３号に該当するため不開示とした。
		１４８枚目の一部	自衛隊の情報・指揮通信機能に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報収集体制・情報収集能力が推察され、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		１４９枚目の一部	公表を前提とせずに行われた他国の防衛当局との意見交換の内容及びこれを踏まえた具体的な施策に関する情報であり、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
		１５０枚目の一部	自衛隊の装備品の研究・開発及び防衛構想に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の装備品の開発の現状や自衛隊の能力が推察され、任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。